



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2020/5/25

NO.369 村上市仲間町334
村上民主商工会
☎75-5272 FAX62-7392

「持続化給付金」申請続々と

飲食業の会員さんは、自分のパソコンを持参し、手続きの方法を教えてもらいながら申請を完了しました。この日は、申請に必要な書類をあらかじめスマートフォンで写真を撮り、そのデータをパソコンに保存してきました。申請手続きを進めていく上で、必要な書類をパソコンに保存しておくことでスムーズに申請が進みました。「申請できて本当に良かった。助かりました」と喜んでいました。



青木県連事務局長(左)のアドバイスを受けながらパソコンで持続化給付金申請手続をする会員さん

「持続化給付金」申請

手続きに必要な書類

【個人白色申告者】

確定申告書・青色申告決算書・

今年の任意一ヶ月の売上台帳・

事業主名義の通帳・運転免許証

【個人白色申告者】

確定申告書・

今年の任意一ヶ月の売上台帳・

事業主名義の通帳・運転免許証

過払い金の相談も受付しています 6月の無料法律相談

日 時

6月10日(水)

午前10時30分

会 場

村上民商事務所

弁護士

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 6月5日(金)

「持続化給付金」や「県の協力金」「市の支援金」など、会員さんからのお問い合わせがあいついでいます。「私は支援金など該当するのだろうか」「売上が去年の同じ月と比べて減っているが持続化給付金の該当になるのだろうか」と疑問な点がありましたら民商へご連絡ください。

新型コロナウイルス支援制度相談会
なんでも相談会

日 時

5月28日(木)

午後2時から

会 場

民商事務所

※様々な給付金等の支援制度がありますが、受付期間が限られています。お早めに民商へご相談ください。



住民税特別徴収の
税額通知書が届きはじめました

従業員のいる事業所に、市や村から特別徴収の納付書や税額通知書が入った書類が郵送されています。

住民税特別徴収は給与から天引きし、所得税と同様、事業主が市や村に納付することになり、従業員は自分で納める必要がありません。

給与から引く金額は、同封の納付書に記載された額です。住民税の納め方は、毎月の給与から引いたものを、翌月10日までに市や村、金融機関で納入します。
従業員が10人未満の事業所は、申請により年2回の納期特例の納付も選択できます。(1月10日と6月10日までに半年分毎に納付)



事務局まで連絡を。

☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。